

【概要版】厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針

1 策定の背景と目的（本編 P1）

1) 背景

- ・本市には6本の一級河川と3本の準用河川が流れるなど、児童・生徒が水辺に関わる機会が多い環境であり、水の中での安全確保や水難事故を防止する力を身に付ける必要があることから、実技指導を中心とした水泳授業を実施している。
- ・プール施設の老朽化が進んでいる。

2) 目的

- ・児童・生徒により安全で質の高い水泳授業を提供し、またプール施設の老朽化に対応するため、課題を整理し、水泳授業及びプールの在り方に関する指針として策定する。

2 方針の位置付け（本編 P1）

- ・「厚木市教育振興基本計画」に基づき、市の教育行政の方向性に即した方針とする。

3 現状（本編 P2～9）

1) 水泳授業について

学習指導要領に基づき、実技指導を中心とした水泳授業を実施

2) 小・中学校水泳授業における課題把握のためのアンケート結果について

小・中学校全 36 校の校長、教頭及び体育主任等の教職員を対象にしたアンケートを実施

ア 水泳授業の実施

小学校で9割以上、中学校で約7割が、課題があると回答。小・中学校とも「安全確保のための教職員数が確保しにくい」、「天候や気候の影響により計画的な学習が進めにくい」の割合が高い。特に小学校においては、「泳力別指導体制が組めない」、「水泳指導ができる教職員不足」の割合が高い。

イ 学校プール施設の維持管理

小学校で約9割、中学校で約8割が、課題があると回答。小学校は「水泳授業の準備にかかる労力」、中学校は、「プール開始時期の準備にかかる労力」が、いずれも7割以上と高い割合となっている。

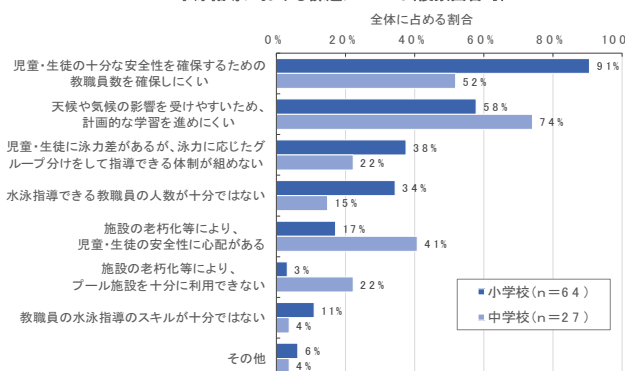
3) プール施設について

小・中学校全 36 校では、プール施設・ろ過装置の老朽化が顕著である。

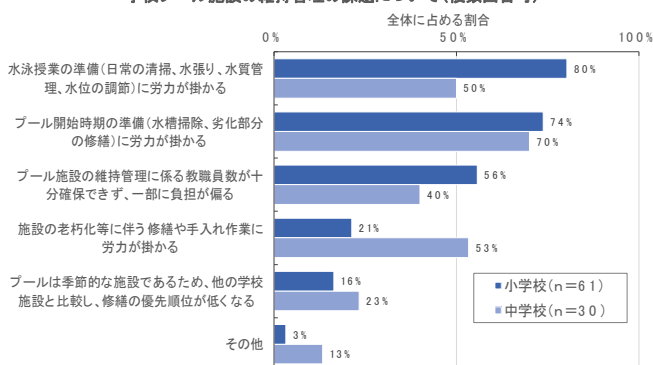
4) 維持管理費等について

年間約 2,800 万円（維持管理費 1,400 万円、施設修繕費 1,400 万円）のランニングコストが掛かるが、小・中学校におけるプール利用期間はおおむね2か月間であり、実際に利用する日数は更に少なくなっている。

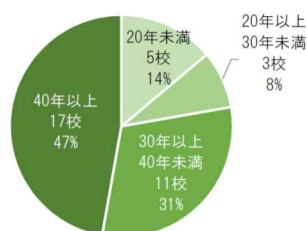
水泳指導における課題について（複数回答可）



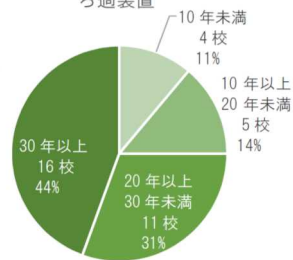
学校プール施設の維持管理の課題について（複数回答可）



プール施設



ろ過装置



【概要版】厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針

4 課題（本編 P10～11）

不安定な授業実施	・屋外プールでの水泳授業は天候に左右され、計画的な授業実施が難しい。
指導者等の不足	・水泳指導が可能な教職員が限られており、十分な能力別指導が難しい。
教職員の負担	・担任以外の教職員等も、安全管理のため監視員として配置されている。 ・施設の維持管理について、原則教職員が実施している。
財政負担	・同規模のプール新築の場合、1億7,000万円 ・維持管理費として、年間1,400万円 ・施設修繕費として、年間1,400万円 → 今後、更に増加が見込まれる。
老朽化	・コンクリートの段差やシート破損など、大けがや事故につながる可能性あり。 ・ポンプ等も老朽化し、準備に支障が出るケースあり。

5 小学校におけるモデル校による検証（本編 P11～14）

1) 検証の目的について

水泳指導等の民間委託が、小学校における課題解決に資することを確認するため検証を実施

2) 実施方法について

屋内市民プールや民間プール(以下、「市民プール等」という。)の活用及び水泳指導を一部委託し、インストラクターと教職員が協力して授業を行い、1～2学年は2回(6コマ)、3～6学年は3回(9コマ)実施

実施場所	対象校	対象学年	インストラクター	監視員	移動手段
神奈中スイミング 本厚木校	厚木小学校	1～4学年	5人	1人	徒歩
	玉川小学校		3人		
荻野運動公園 屋内プール	厚木小学校	5～6学年	5人	2人	バス
	玉川小学校		3人		

3) 成果と課題について

モデル事業実施後に、教職員に対し課題の改善効果について、児童(4～6学年)に対し水泳授業に対する関心の変化についてアンケートを実施

ア 成果

《教職員》

- ・水泳指導の委託により、安全管理に係る人員の確保、泳力別指導、計画的な水泳授業などについて改善が期待できると回答している。
- ・市民プール等を活用することにより、プール施設の維持管理や水張り等の授業準備等の負担が軽減されると回答している。

《児童》

- ・「教え方がわかりやすい」、「予定通り授業ができた」、「温度や水温が快適」など、半数以上の児童が良かったと評価し、3分の2程度の児童が興味や関心が高まったと回答している。

イ 課題

○移動の課題

- ・引率教員の確保、徒歩移動における安全の確保、バス移動における乗降場所の確保
- ・移動手段や移動時間について、配慮が必要

○水泳授業の課題

- ・委託事業者と学校との協議・調整の体制を整える。
- ・泳力向上など、水泳指導の専門家に委託するメリットの最大化を目指す。

6 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方（本編 P15～16）

【小学校】

○水泳指導について

指導・安全監視の一部委託化。教職員と合同実施

○施設について

市民プール等を活用し、学校プールは、原則、大規模な修繕や改修、設備更新は行わない。

【中学校】

○水泳指導について

現行どおり(教職員による指導、安全監視)

○施設について

1校1プールを維持する。

※中学校は、時間割の調整や市民プール等への移動に伴う課題等が多いことや、学校プールを部活動で利用している学校がある現状などを踏まえ、市民プール等を活用しないものとする。

【概要版】厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針

7 小学校における今後の取組 (本編 P17～22)

1) 水泳指導委託

ア 授業実施方法

基本的には、学年ごとに授業実施。1学年1学級の学校は、2学年合同での実施。1学年 100 人を超える学校は、2つに分けて実施。学年別年間水泳授業回数は次の表のとおり。

学年	計画回数(コマ数)
低学年[1・2学年]	2回(6コマ)程度
中・高学年[3～6学年]	3回(9コマ)程度
特別支援学級[学年合同]	3回(9コマ)程度

※ 1回3コマ(実技2コマ、理論+移動1コマ)で設定

イ 泳力別指導

泳力別に3グループに分け、インストラクター1人当たり、児童 15 人までを目安に指導を実施

2) 移動時方法及び市民プール等の活用

ア 移動手段・移動時間

バス利用を原則。移動時間は 15 分程度、最大でも 20 分程度までとする。

イ 水泳授業が実施可能なプールの確保

【利用施設の考え方】

- ・事業の安定的実施のため、屋内市民プールの活用を優先して検討
- ・屋内市民プールだけでは、水泳授業の必要回数に満たないため、民間プールの活用を検討
- ・検討に当たり、バスでの移動時間、距離等の考慮が必要

【利用施設の条件】

- ・専用利用が可能であること。
- ・学校から 15 分程度(上限 20 分程度)で移動可能であること。
- ・バスの駐停車場を確保できること。

3) 今後の取組の進め方

令和6年度から市民プール等の利用を開始。段階的に移行数を増やし、令和 13 年度に全小学校移行完了予定

【対象校選定基準】

- ・プール施設築年数及びろ過装置設置年数
- ・今後 10 年間の修繕費用の見込み
- ・学校規模 等

4) 水泳授業に係る市民プール等の利用方法等

ア 小学校全体の年間の水泳授業必要回数

(ア) 水泳授業の実施単位

①	1学年 100 人以上の学校	学年を2分割して実施
②	1学年 50 人以上 100 人未満の学校	学年単位での実施
③	1学年が 50 人未満の学校	2学年合同で実施(例:1年+2年)

(イ) 学校規模(児童数)別の年間水泳授業数

	1年 (2回)	2年 (2回)	3年 (3回)	4年 (3回)	5年 (3回)	6年 (3回)	特別支援学級 (3回)	計
①各学年を2分割	4	4	6	6	6	6	3	35回/校・年
②学年単位	2	2	3	3	3	3	3	19回/校・年
③2学年合同	2		3		3		3	11回/校・年

(ウ) 小学校全体の年間水泳授業必要回数

児童数 (学年平均)	授業実施単位	令和5年度		令和13年度	
		該当学校数	授業回数合計	該当学校数	授業回数合計
① 100 人以上	各学年を2分割 (35回/校・年)	6校	477回	3校	421回
② 50 人以上 100 人未満	学年単位 (19回/校・年)	10校		12校	
③ 50 人未満	2学年合同 (11回/校・年)	7校		8校	

【概要版】厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針

イ 市民プール等における年間の水泳授業実施可能回数

- ・5月連休明けから12月中旬(夏季休業期間除く)までの27週で試算
- ・市民プール等は、屋内市民プールとバスの駐車スペースが確保できる民間3施設を想定

施設名	水泳授業の受入れ可能時間帯	年間実施回数
屋内市民プール	・週1日、午前2回午後1回の計3回実施 ・週2日、午前1回実施	135回/年 (27週*5回/週)
民間施設A	・週1日、午前2回実施	54回/年 (27週*2回/週)
民間施設B	・週2日、午前2回実施	108回/年 (27週*4回/週)
民間施設C	・週1日、午前2回午後1回の計3回実施	81回/年 (27週*3回/週)
合計		378回/年

ウ 取組実施の可能性について

(ア) 施設の受入れ

全小学校の授業必要回数が、各施設合わせた実施可能回数より多いため、年2~3校ずつ段階的に移行。令和13年度以降は、小規模校同士が合同実施することなどの手法で、必要回数を確保

(イ) 移動時間

全小学校で実施可能とするため、小学校からプール施設まで、20分程度までを許容範囲とする。

5) 取組の効果について

ア 教育的効果

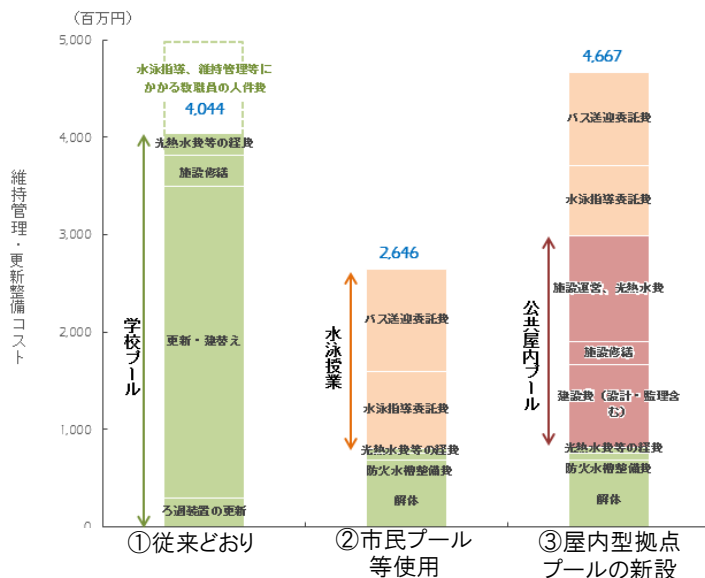
- ・気温や水温が保たれた安定した環境での授業実施が可能
- ・天候に左右されない計画的な水泳授業が可能
- ・専門のインストラクター、監視員により、安全で効果的な指導が期待できる。



水の事故から身を守り、水中で安全に行動する力の習得

イ 財政的効果

市民プール等を使用することにより、既存の学校プールを全て維持する場合と比べ、32年間で13億9,889万円(約35%)の費用の削減が期待できる。



ウ その他の効果

プールの維持管理等に係る教員の負担が軽減され、教職員の働き方改革につながる。

8 その他 (本編 P23)

1) プールの除却及び跡地利用

他の校舎等の工事などに合わせて除却することを検討

跡地利用は、駐車場や防災用備蓄倉庫などとしての利用、学校施設更新時、校舎、体育館等へのレイアウト変更や仮設校舎建築用地として活用のほか、他の公共施設との関連性や学校施設周辺の環境整備なども含め検討

2) 消防水利等としての役割

学校プールは消防水利施設登録されているため、廃止する際は、代替の消防水利の設置を検討